

令和元年度

人事行政の運営等の状況

港区

1 任免および職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在) (単位:人)

区 分 部 門	職 員 数		増 減 状 況		
	平成30年	平成31年	対前年比	主な増減理由	
普通 会計 部門	議 会	14	14	—	
	総務・企画	511	503	△8	運営体制の見直し、人員配置の変更(育休任期付職員の減)
	税 務	67	68	1	人員配置の変更(育休任期付職員の増)
	民 生	663	686	23	運営体制の見直し、人員配置の変更(派遣職員の増)
	衛 生	271	270	△1	人員配置の変更(欠員不補充に伴う減)
	労働・商工	23	25	2	運営体制の見直し
	土 木	225	228	3	人員配置の変更(欠員補充に伴う増)
	計	1,774	1,794	20	
	教育部門	298	288	△10	運営体制の見直し(調理業務の委託化による減)
	消防部門	—	—	—	
小 計	2,072 (55)	2,082 (59)	10 (4)		
公営 企業等 会計 部門	国保事業	42	41	△1	人員配置の変更(育休任期付職員の減)
	介護保険事業	40	40	—	
	後期高齢者医療事業等	9	9	—	
	小 計	91 (1)	90 (1)	△1 (—)	
合 計	2,163 (56)	2,172 (60)	9 (4)		

注1 職員数は、一般職に属し、地方公務員の身分を保有する休職中の職員、派遣職員(一部事務組合派遣等16人を除く)を含み、臨時・非常勤職員を除いています。(地方公共団体定員管理調査報告数値)

注2 () は、再任用短時間勤務職員で外数です。

(2) 職員数の推移

(各年4月1日現在) (単位:人)

区 分 部 門	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,691	1,701	1,717	1,741	1,774	1,794	103(6.1%)
教育	302	304	305	301	298	288	△14(△4.6%)
消防	—	—	—	—	—	—	—(—%)
公営企業等会計	92	95	91	92	91	90	△2(△2.2%)
総合計	2,085	2,100	2,113	2,134	2,163	2,172	87(4.2%)

注1 職員数は、地方公共団体定員管理調査報告数値です。

注2 「過去5年間の増減数(率)」とは、平成26年に対する平成31年の数値となります。

参考 第2次港区職員定数配置計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		目標数値		実績数値	
始 期	終 期				
平成19年4月1日	平成28年4月1日	△360人	△15.3%	△362人	△15.4%

(3) 職員の採用および退職等の状況

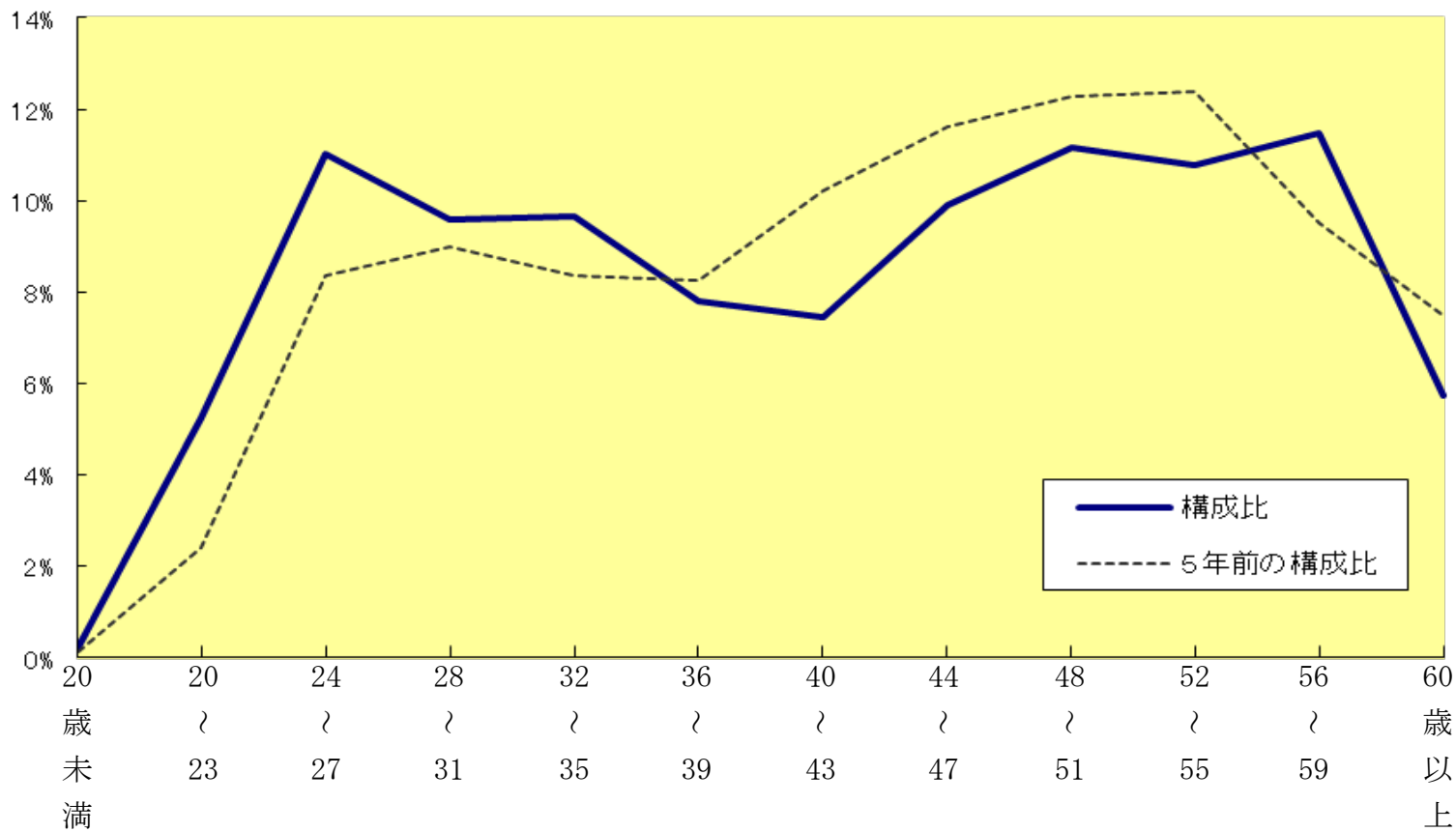
(平成30年度) (単位:人)

区 分 職 種	採用	離 職								合 計
		退 職					免 職			
		定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	78	50	9	18	3	0	0	0	0	80
税 務 職										
福 祉 職										
医 療 職										
技能労務職	5	13	1	2	0	0	0	0	0	16
教育職	7	0	1	4	0	0	0	0	0	5
合 計	90 (149)	63 (0)	11 (0)	24 (5)	3 (0)	0 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	101 (18)

注1 () は、再任用職員で外数です。

注2 育児休業代替任期付職員は含みません。

(4) 年齢別職員構成 (平成 31 年 4 月 1 日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	132人	265人	234人	205人	173人	142人	223人	241人	241人	242人	149人	2,248人

注 再任用職員を含みます。

(5) 職員の職務別構成

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

職務	性別	男		女		合計	
		数 (人)	構成比 (%)	数 (人)	構成比 (%)	数 (人)	構成比 (%)
一般行政職等	部長級	16	1.47	3	0.26	19	0.85
	統括課長	20	1.83	1	0.09	21	0.93
	課長級	44	4.04	12	1.04	56	2.49
	課長補佐	43	3.94	28	2.42	71	3.16
	係長級・主査	219	20.09	174	15.03	393	17.48
	主任	249	22.84	388	33.51	637	28.34
	係員	294	26.97	427	36.87	721	32.07
	指導室長	1	0.09	0	0.00	1	0.04
	統括指導主事	1	0.09	1	0.09	2	0.09
	新指導主事	1	0.09	2	0.17	3	0.13
技能労務職	統括技能長	1	0.09	0	0.00	1	0.04
	技能長	22	2.02	0	0.00	22	0.98
	技能主任	126	11.56	34	2.94	160	7.12
	主事	48	4.40	6	0.52	54	2.40
教育職	園長	2	0.18	10	0.86	12	0.53
	副園長	1	0.09	5	0.43	6	0.27
	主任教諭	1	0.09	14	1.21	15	0.67
	教諭	1	0.09	53	4.58	54	2.40
合計		1,090	100.00	1,158	100.00	2,248	100.00

注1 再任用職員を含みます。

注2 一般行政職等には、税務職・医療職・福祉職・その他教育職が含まれます。

注3 四捨五入の関係で、構成比の内訳は合計と一致していません。

(6) 職員の昇任および降任の状況

(平成30年度) (単位: 人)

職種	区分	昇任					降任
		係長級	課長級	部長級	幼稚園副園長	幼稚園園長	
一般行政職等		35	5	4	—	—	1
教育職		—	—	—	0	2	0
合計		35	5	4	0	2	

注 一般行政職等には、税務職・医療職・福祉職・その他教育職が含まれます。

2 人事評価の状況

(1) 勤務評価の概要

評価項目	評価の概要	評価要素		
		課長補佐・係長級	主任・係員	技能系職員
業績評価	設定した目標に対する成果および日常の職務遂行における業績と貢献を総合し、客観的な評価基準に基づき、5段階の絶対評価を行う。	仕事の成果	仕事の成果	仕事の成果
		役割達成度	役割達成度	役割達成度
行動評価	職務遂行の過程で発揮された能力および行動を客観的な評価基準に基づき、5段階の絶対評価を行う。	倫理	倫理	倫理
		課題対応	知識・技術	知識・技能
		判断・企画	判断・企画	コミュニケーション
		協調性	コミュニケーション	業務遂行
		説明・調整	業務遂行	
		業務遂行		
総合評価	業績評価および行動評価の内容を踏まえ、評価集団ごとに5段階の相対評価を行い、評価結果を昇給等の給与制度に適切に反映させる。			

注1 評価の対象者：課長補佐以下の常勤職員（技能労務職を含む。） 評価期間：毎年1月1日から12月31日

注2 管理職については、これとは別に勤務評価を実施しています。

(2) 評価者訓練の実施状況

名称	対象者	概要	実施回数
人事評価研修	管理職（新任管理職及び転入管理職については必修対象者としている。）	人事評価制度説明、人事評価演習	年1回
評価補助者研修	保育園長、児童館長（飯倉学童クラブ等事業担当係長を含む）、まちづくり係技能長、作業係長及び作業系統括技能長	人事評価制度説明、評価補助演習	年1回

注1 着任又は昇任した小・中学校長及び幼稚園長については、これとは別に人事評価制度説明を行っています。

3 給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
平成30年度	25万8,696人 (平成31年4月1日現在)	1,381億5,703万2,000円	90億1,960万8,000円	193億0,955万6,000円	14.0%

注 人件費には、特別職（区長、区議会議員等）に支給される給料、報酬等も含まれています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たりの給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成30年度	2,072人	70億5,723万7,000円	27億6,604万2,000円	33億5,090万3,000円	131億7,418万2,000円	636万円

注1 職員手当には、退職手当は含まれていません。

注2 職員数は、「地方公務員給与実態調査」による平成30年4月1日現在の普通会計に属する職員の人数です。

注3 給与費欄については、1,000円未満切り上げのため各項目の合計と計（B）が一致しない場合があります。

(3) 平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
港区	30万4,106円	41万9,763円	41.0歳
東京都	31万4,459円	44万8,732円	41.7歳

② 技能労務職

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
港区	29万4,053円	38万5,410円	51.9歳
東京都	29万1,617円	39万3,246円	49.9歳

③ 教育職（幼稚園教育職員）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
港区	30万6,489円	40万7,697円	37.1歳
東京都	33万7,408円	43万6,727円	40.2歳

注1 「平均給料月額」とは、平成31年4月現在における職種ごとの職員の基本給の平均額です。

注2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などすべての諸手当を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

注3 「③教育職」における東京都の値は、小中学校教育職員の平均値です。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

区分	平成26年度	平成30年度
港区	99.5	100.1
特別区平均	99.7	100.1
全国平均	98.6	99.1

注1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料月額を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(5) 職員の学歴別初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区分	港区	東京都	国
一般行政職	大学卒	18万3,700円	18万700円
	高校卒	14万7,100円	14万8,600円
技能労務職	14万2,500円	14万3,000円	—

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	27万5,447円	33万3,188円	37万5,229円
	高校卒	21万5,033円	27万4,900円	24万2,567円
技能労務職	18万9,500円	19万9,900円	30万3,700円	

(7) 等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況(平成31年4月1日現在)

① 行政職給料表(一)

職務の級 (等級)	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	692	37.8	係員	692	692	37.8	係員
				計	692			
2級	主任の職務	610	33.3	主任	574	610	33.3	主任
				主任(再任用短時間)	36			
				計	610			
3級	係長、担当係長又は主査の職務	367	20.0	係長	85	367	20.0	係長
				担当係長	154			
				館長	5			
				園長	8			
				所長	2			
				副係長	58			
				主査	13			
				副館長	12			
				副園長	30			
計	367							
4級	課長補佐の職務	69	3.8	係長	48	69	3.8	課長補佐
				担当係長	13			
				館長	1			
				園長	7			
				計	69			
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	76	4.2	課長	48	76	4.2	課長
				室長	1			
				担当課長	14			
				副参事	3			
				次長	3			
				所長	2			
				副総合支所長	5			
計	76							
6級	部長、担当部長又は参事の職務	17	0.9	部長	10	17	0.9	部長
				担当部長	3			
				局長	3			
				会計管理者	1			
				計	17			
合計		1,831	100.0					

② 行政職給料表(二)

職務の級 (等級)	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	54	22.8	主事	47	54	22.8	係員
				主事(再任用短時間)	7			
				計	54			
2級	技能主任の職務	160	67.5	技能主任	144	160	67.5	技能主任
				技能主任(再任用短時間)	16			
				計	160			
3級	技能長の職務又は担当技能長の職務	22	9.3	技能長	22	22	9.3	技能長
				計	22			
4級	統括技能長の職務	1	0.4	統括技能長	1	1	0.4	統括技能長
				計	1			
合計		237	100.0					

③ 医療職給料表(一)

職務の級 (等級)	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係長、担当係長又は主査の職務	0	0.0	-	-	0	0.0	係長
				計	0			
2級	課長、担当課長又は副参事の職務	0	0.0	課長	0	0	0.0	課長
				計	0			
3級	部長、担当部長又は参事の職務	2	100.0	所長	1	2	100.0	部長
				参事	1			
				計	2			
合計		2	100.0					

④ 医療職給料表（二）

職務の級 (等級)	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	4	26.7	係員	4	4	26.7	係員
				計	4			
2級	主任の職務	4	26.7	主任	4	4	26.7	主任
				主任（再任用短時間）	0			
				計	4			
3級	係長、担当係長又は主査の職務	7	46.7	所長	1	7	46.7	係長
				担当係長	2			
				副係長	3			
				副所長	1			
				計	7			
4級	課長補佐の職務	0	0.0	-	-	0	0.0	課長補佐
				計	0			
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	0	0.0	-	-	0	0.0	課長
				計	0			
合計		15	100.0					

⑤ 医療職給料表（三）

職務の級 (等級)	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	18	33.3	係員	18	18	33.3	係員
				計	18			
2級	主任の職務	20	37.0	主任	19	20	37.0	主任
				主任（再任用短時間）	1			
				計	20			
3級	係長、担当係長又は主査の職務	14	25.9	担当係長	2	14	25.9	係長
				副係長	8			
				主査	4			
				計	14			
4級	課長補佐の職務	2	3.7	担当係長	2	2	3.7	課長補佐
				計	2			
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	0	0.0	-	-	0	0.0	課長
				計	0			
合計		54	100.0					

⑥ 幼稚園教育職給料表

職務の級 (等級)	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	教諭の職務	54	63.5	教諭	54	54	63.5	教諭
				計	54			
2級	主任教諭の職務	14	16.5	主任教諭	14	14	16.5	主任教諭
				計	14			
3級	副園長の職務	6	7.1	副園長	6	6	7.1	副園長
				計	6			
4級	園長の職務	11	12.9	園長	11	11	12.9	園長
				計	11			
合計		85	100.0					

注1 職員数は、「港区職員の給与に関する条例」及び「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分によるものです。

注2 四捨五入の関係で、構成比の内訳は合計と一致していません。

注3 指導主事は含まれません。

(8) 昇給への勤務成績の反映状況

区分	総職員数 (A)	勤務成績の区分が「最上位」(6号昇給) または「上位」 (5号昇給) により昇給した職員数 (B)	比率 (B/A)
平成30年度	1,704人	630人	37.0%

注1 総職員数には、一般行政職、技能労務職の他、医療職、福祉職等を含み、幼稚園教育職員、指導主事、再任用職員等は含まれません。

注2 「最上位」および「上位」の職員は、標準（4号昇給）の職員と比べて「最上位」は2号、「上位」は1号拡大された昇給幅が付与されています。

(9) 職員手当の状況

① 期末・勤勉手当

(平成31年4月1日現在)

区分	港区		東京都		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
平成30年度 支給月数	2.60月分 (1.45月分)	1.90月分 (0.90月分)	2.60月分 (1.45月分)	2.00月分 (0.95月分)	2.60月分 (1.45月分)	1.85月分 (0.87月分)
加算措置 の状況	役職等による加算措置 有					

注 () は、再任用職員の支給月数です。

② 退職手当

(平成31年4月1日現在)

区分	港区		東京都		国		
	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨	
退職 手当	勤続 20 年	18.00月分	24.55月分	23.00月分	23.00月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続 25 年	28.00月分	32.95月分	30.50月分	30.50月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続 35 年	39.75月分	47.70月分	43.00月分	43.00月分	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	39.75月分	47.70月分	43.00月分	43.00月分	47.709月分	47.709月分
	その他の加算 措置	定年前早期退職者に対する特例措置					
	1人当たりの 平均支給額 (平成30年度)	141万5,233円	2,102万4,128円				

③ 地域手当

(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)	15億7,825万1,000円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	73万2,027円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
港区	20%	2,156人	20%

④ 特殊勤務手当

(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)	1,739万1,000円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	12万4,218円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)	6.5%		
手当の種類(手当数)	7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
訪問指導業務手当	福祉事務所に勤務する訪問員、指導員等	生活保護法、身体障害者福祉法等に定める業務を行うための家庭訪問	日額470円
特定危険現場業務手当	支給対象業務に従事した職員	建築物等の建設現場における工事監督又は検査の業務等	日額 240円～410円
公害検査業務手当	公害行政を主管する課に勤務する職員	大気汚染防止法等に基づく公害の検査業務	日額220円
防疫等業務手当	保健所に勤務する職員	感染症予防法に定める感染症等の患者等に接触する業務	日額 310円～670円
放射線業務従事手当	保健所に勤務する職員	エックス線操作の業務	日額650円
有害物等取扱手当	保健所に勤務する職員	有害な薬物を使用した試験等	日額310円
清掃業務手当	清掃事務所に勤務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務等	日額700円

⑤ 超過勤務手当

(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)	6億3,026万1,000円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	62万 947円
支給実績(平成29年度決算)	6億2,106万6,000円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	56万6,149円

⑥ その他手当

(平成31年4月1日現在)

手当名	港区		東京都		支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	配偶者	6,000円	配偶者	6,000円	1億2,588万6,000円	19万3,076円
	子	9,000円	子	9,000円		
	その他	6,000円	その他	6,000円		
	16歳～22歳の子の加算	4,000円	16歳～22歳の子の加算	4,000円		
住居手当	借家・借間に居住する職員のうち、月額2万7,000円以上の家賃を負担する職員 27歳まで 2万7,000円 28歳～32歳 1万7,600円 33歳から 8,300円		年度末時点において35歳未満で、借家・借間に居住する職員のうち、月額1万5,000円以上の家賃を負担する職員 1万5,000円		8,038万9,000円	18万5,657円
通勤手当	運賃相当額	(支給限度額： 1月につき5万5,000円)	港区と同様		3億5,738万8,000円	17万9,052円
管理職手当	部長	12万7,600円	本庁部長	12万8,600円	1億2,888万3,000円	117万1,662円
	統括課長	10万1,500円	本庁課長	9万2,600円		
	課長	9万2,300円	学校校長	10万4,500円		
	幼稚園園長	8万9,600円	学校副校長	8万700円		
	幼稚園副園長	6万4,700円				

(10) 特別職の報酬等の状況

(平成31年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料	区 長	125万6,500円		
	副区長	101万800円		
	教育長	93万8,600円		
報酬	議 長	90万7,600円		
	副議長	78万5,200円		
	議 員	61万4,700円		
期末手当	区 長 副区長 教育長 議 長 副議長 議 員	6月期 1.75月分 12月期 1.85月分 3月期 0.25月分 計 3.85月分		
退職手当	算定方式 退職の日における給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額		1期の手当額	支給時期
	区 長	勤続期間1年につき 449/100	2,257万円	任期満了時
	副区長	勤続期間1年につき 359/100	1,452万円	
	教育長	勤続期間1年につき 269/100	757万円	

注1 期末手当の支給月数は、平成30年度に支給された月数です。

注2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給割合に基づき、1期（区長及び副区長は4年＝48月、教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況 (平成31年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況 (平成30年度)

総付与日数	総取得日数 (A)	全対象職員数 (B)	平均取得日数 (A) / (B)
65,320.2日	28,715.8日	1,784人	16.1日

注1 総付与日数とは、平成30年4月1日現在において各職員に付与された日数を全対象職員にわたって合計したものをいいます。

注2 対象職員は、区長部局の職員のうち技能労務職以外の一般職員（年度の中途に採用された者および退職した者並びに育児休業中の職員、休職中の職員、派遣職員、再任用短時間勤務職員を除く。）です。

(3) 育児休業および部分休業の取得者数 (単位：人)

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	10	6
女性職員	39	46
計	49	52

注 数字は平成30年度中に新たに育児休業および部分休業を取得した職員数です。

(4) 育児休業および部分休業の承認期間

① 育児休業承認期間 (平成30年度) (単位：人)

区分	育児休業承認期間													合計
	3月以下	3月超え6月以下	6月超え9月以下	9月超え1年以下	1年超え1年3月以下	1年3月超え1年6月以下	1年6月超え1年9月以下	1年9月超え2年以下	2年超え2年3月以下	2年3月超え2年6月以下	2年6月超え2年9月以下	2年9月超え		
男性職員	8	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
女性職員	0	2	3	11	9	2	4	3	0	0	3	2	39	
計	8	2	3	13	9	2	4	3	0	0	3	2	49	

② 部分休業承認期間 (平成30年度) (単位：人)

区分	部分休業承認期間													合計
	3月以下	3月超え6月以下	6月超え9月以下	9月超え1年以下	1年超え1年3月以下	1年3月超え1年6月以下	1年6月超え1年9月以下	1年9月超え2年以下	2年超え2年3月以下	2年3月超え2年6月以下	2年6月超え2年9月以下	2年9月超え		
男性職員	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
女性職員	6	7	2	17	0	0	0	2	1	0	0	11	46	
計	4	2	2	27	0	0	0	6	0	0	0	7	52	

※1日の部分休業取得時間

区分	30分以下	30分超え60分以下	60分超え90分以下	90分超え	合計
男性職員	2	2	0	2	6
女性職員	12	18	8	8	46
計	14	20	8	10	52

(5) 配偶者同行休業の取得状況 (平成30年度) (単位：人)

区分	取得者数	配偶者同行休業承認期間												
		3月以下	3月超え6月以下	6月超え9月以下	9月超え1年以下	1年超え1年3月以下	1年3月超え1年6月以下	1年6月超え1年9月以下	1年9月超え2年以下	2年超え2年3月以下	2年3月超え2年6月以下	2年6月超え2年9月以下	2年9月超え3年以下	
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(6) 介護休暇の取得状況

(平成30年度) (単位:人)

区 分	介護休暇 取得者数	要介護者数(職員との続柄別)							
		配偶者	父 母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	1	0	1	0	0	0	0	0	0
女性職員	2	0	1	0	1	0	0	0	0
計	3	0	2	0	1	0	0	0	0

区 分	休 暇 の 取 得 形 式				介 護 を 要 し た 期 間			
	計	全日型中心	時間型中心	その他	計	1月以下	1月を超え2月以下	2月超
男性職員	1	1	0	0	1	1	0	0
女性職員	2	2	0	0	2	0	0	2
計	3	3	0	0	3	1	0	2

5 分限および懲戒処分等の状況

(1) 分限処分等の状況

(平成30年度) (単位：人)

処分の種類		降任	免職	休職	降給	合計	失職
処分事由							
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号 地公法第27条第2項	0	0		0	0	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	47		47	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			0		0	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0		0	
合計		0	0	47	0	47	
地公法第28条第4項により失職した者							0
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

注 地公法とは地方公務員法のことです。

(2) 懲戒処分等の状況

(平成30年度) (単位：人)

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
処分事由							
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	0	0	1	0	1	2
職務上の義務に違反しまたは 職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0	0	0	0	0	4
全体の奉仕者たるにふさわしく ない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0	0	0	0	0	0
合計		0	0	1	0	1	6

注1 地公法とは地方公務員法のことです。

注2 港区長が地方公務員法第29条に基づく懲戒処分等を行った場合は、区のホームページで公表しています。

6 サービスの状況

(1) サービス規律の遵守に関する取組の状況

(令和元年度)

取組内容	職員への周知方法	周知した内容
サービスについて	依命通達	職員の法令遵守、信用失墜行為の禁止について
職場規律の確保について	依命通達	勤務時間や休暇等の管理について
健康管理について	依命通達	職員が安全で健康に働ける職場作りへの取組、健康障害の未然の防止について
働きやすい職場づくりについて	依命通達	定時退庁、超過勤務の縮減、計画的な年次有給休暇の取得などに努め、働きやすい職場づくりを推進することについて
勤務時間の適正な管理について	依命通達	超過勤務命令の上限の設定及び条例に基づく上限規制の遵守並びに勤務時間中の喫煙の禁止について
サービス及び手当に関する届出について	依命通達	支給要件異動時の速やかな届出、不正受給の防止について
ハラスメントの禁止について	依命通達	ハラスメントに関する正しい知識の習得と職場におけるハラスメント全般の防止体制の強化、人権問題の正しい理解と社会意識の向上を図ることについて
障害等を理由とする差別の禁止について	依命通達	障害者に対して、不当な差別的取扱いは決して許されないこと、合理的配慮を適切に行うことについて
事務処理の適正化について	依命通達	適切・適正な事務処理を行う責務があること、法令を遵守し、職員の不注意・知識不足・懈怠による不適正な事務処理の未然防止、適正な事務執行の確保に向けた取組強化の確実な実施について
情報管理の徹底について	依命通達	港区情報安全対策指針、港区個人情報取扱指針及び港区特定個人情報取扱指針に基づく個人情報等の取扱い、職務上知り得た情報の取扱いについて
交通事故防止、飲酒運転の根絶について	依命通達	自動車運転時等（自転車運転時、歩行時も含む）の交通事故防止、飲酒運転や飲酒運転ほう助の根絶を図ることについて
接遇について	依命通達	「あったかマナーみなど」に基づく接遇を心がけること、公務にふさわしい服装の着用、不当行為等への対応について
兼業・兼職について	依命通達	許可・承認を得ずに、兼業・兼職を行うことができないことについて
利害関係者との会食・便宜供与の禁止について	依命通達	職務上利害関係にある部外者との会食、贈答品の授受等を厳に慎むことについて
社会的規範の順守について	依命通達	通勤途上における、歩きながらスマートフォン等を操作するような行為など、周囲に迷惑な行動は厳に慎むことについて

(2) 病気休暇の取得状況

(平成30年度) (単位：人)

区分	0～10 日未満	10～20 日未満	20～30 日未満	30～40 日未満	40～50 日未満	50～60 日未満	60～70 日未満	70～80 日未満	80～90 日未満	90日	合計
一般職員	31	21	15	10	6	2	4	2	1	21	113
教育職	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	3
計	31	21	16	10	6	3	5	2	1	21	116
再任用(外数)	3	7	1	0	1	3	0	1	0	0	16

7 退職管理の状況

管理監督離職者の再就職先の状況

離職時の職	離職日	再就職先の名称	地位	再就職日
用地・施設活用担当部長	平成31年3月31日	株式会社 U D i 確認検査	確認検査員	平成31年4月1日
保健福祉課長		社会福祉法人 港区社会福祉協議会	事務局次長	

注1 港区職員の退職管理に関する条例第3条第1項の届出に基づき掲載しています。

注2 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に退職した管理監督離職者（課長級以上の職員、小中学校の校長・副校長、幼稚園の園長・副園長）のうち、平成31年4月1日以降に営利企業等に再就職した者又は再就職先が変更となった者を対象としています。

注3 営利企業等とは、営利企業および営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人および特定地方独立行政法人は除く）のことをいいます。

8 研修の状況

(1) 研修実施計画

(平成 30 年度)

◇…区独自、■…共同研修を活用、◆…新規・充実・見直しの項目

研修区分		主な研修内容			
区研修 (特別区共同研修活用科目を含む)	新任研修	新任研修 前期	◇ 人権、待遇、区政の現状と課題、文書事務、法律初級、バリアフリー実習、英語を使った接遇 他 ■特別区職員研修所「新任研修(記念講演)」を受講		
		新任研修 後期	◇ メンタルヘルス、シティプロモーション、協働 他 ■ 特別区職員研修所「新任研修(後期)」を受講		
	現任研修	2年目研修	◇ 仕事の基礎知識、英語を使った接遇、港区の国際化 他		
		3年目研修	◇ コミュニケーション・説明力、英語を使った接遇 他		
		中堅職員研修	■ 特別区職員研修所「現任研修」を受講		
	研 主任	主任昇任前研修	◇ メンタルヘルス ◆協働型リーダーシップ		
		主任昇任時研修	◇ 政策形成基礎、後輩育成指導、実務能力向上 他		
	職層研修	管理監督者職研修	係長研修	係長昇任前研修	◇ 区が求める係長像 ◆係長に必要な人材育成・タイムマネジメント
				係長研修(新任)	■ 特別区職員研修所「係長研修」を受講
				課長補佐昇任時研修	■ 第一ブロック合同研修を受講
				評価補助者研修	◇ 評価補助者の役割
				メンタルヘルス研修	◇ メンタルヘルス
		管理職研修	管理職昇任前研修	◇管理職に期待すること、実務(議会对応、危機管理、報対対応 他) ■ 特別区職員研修所「管理職昇任前研修」を受講	
			人事評価研修	◇ 人事評価	
			管理職昇任時研修	◇ マネジメント実践(基礎)、メンタルヘルス、個人情報 他	
			管理職研修	◇ 人権 ◆協働、マネジメント実践(応用)	
		技能系研修	技能系中堅職員研修	■ 特別区職員研修所「現任技能(5・10・15年目)」を受講	
	技能主任昇任前研修		◇ 職場コミュニケーション能力向上、メンタルヘルス		
	技能主任研修		■ 特別区職員研修所「技能主任」を受講		
	技能長研修		◇ 技能長に期待すること、リーダーとしての役割・心構え ■ 特別区職員研修所「新任技能長」を受講 ■ 特別区職員研修所「技能長(3年目)」を受講		
統括技能長	■ 特別区職員研修所「新任統括技能長」を受講				
悉皆研修	◆ 接遇 ◆ 協働 ◆ 危機管理				
選択式研修	◆ 説明力・プレゼンテーション研修 ◆ 提案文書・広報資料作成研修 ◆ プロジェクトマネジメント研修 ◆ ファシリテーション研修 ◆ チームで取り組む問題解決力向上研修				
実務研修	◇ 実務担当者研修 ◇ 法律初級・中級 ◇ バリアフリー実習 ◇ 語学研修 ◇ 新任職員OJT担当者研修、新任職員OJT担当者フォロー研修 ◇ 女性の活躍促進のための講演会 ◆ ハラスメント防止研修				
自主研修	◇ 主任昇任選考対策ガイダンス ◇ 管理職選考対策講座フォロー ■ 管理職選考対策講座(第一ブロック合同研修)				
派遣研修	◇ 手話講習会 他				
職場研修	◇ 各部・課において企画・選択して実施				

研修区分		主な研修内容	
共同研修	特別区職員研修所	新任研修	<ul style="list-style-type: none"> ■ 記念講演：特別区職員としての心構え ■ 後期：コミュニケーションスキル、接遇、仕事の進行管理 ■ 経験者：地方自治制度、地方公務員と公務員倫理、人権問題を考える
		現任研修	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人権、特別区を知る、中堅職員としての能力向上
		係長研修	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人権、特別区制度、係長の役割
		管理職研修	<ul style="list-style-type: none"> ■ 昇任前：特別区の現状と課題、労使関係、危機管理、議会対応、事例研究 ■ 昇任時：議会答弁
		技能系研修	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新任技能 特別区の清掃事業、非行防止、同和問題 ■ 技能主任 リーダーシップ、同和問題、接遇・クレーム対応、技能主任としての知識 ■ 新任技能長 技能長としての知識、コーチング、汚職等事故防止、同和問題、クレーム対応 ■ 転入(同和問題) 同和問題の現状、同和問題を考える ■ 新任統括技能長 統括技能長の役割、同和問題、メンタルヘルス 他
		全職層	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人権 差別と人権を考える、東京都における人権問題 ■ 公務員倫理 公務員としての自覚のあり方を考える 等
	専門研修	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実務、保健・衛生・福祉、まちづくり 	
	自治体経営研修 ステップアップ研修 サポート研修 児童相談所関連研修 試行研修（調査・研究）等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治体の人材育成、組織力向上等 ■ 思考力・論理構築力向上、説明力・交渉力強化等 ■ 講師等養成、公務基礎、講演会等 ■ 児童福祉司任用前講習会、指定講習会 ■ 児童家庭福祉、実践・職場のマネジメント等 	
	特別区協議会及び合同講座等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 首都大学東京オープンユニバーシティ各種講座等 	
	東京自治研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ■ 月例フォーラム ■ 財政学校 	
第一ブロック合同研修	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教養講座、OA研修、課長補佐昇任時研修、研修担当者研修 		

(2) 研修の実施状況

(平成30年度)

研修区分		研修数	人数(人)	
区研修	職層研修	新任研修	1	89
		現任研修	3	209
		主任研修	1	45
		管理監督者職研修	6	187
		技能系研修	2	7
	悉皆研修	3	1,722	
	選択式研修	5	58	
	実務研修	17	691	
	自主研修	2	133	
	派遣研修	4	6	
小計		44	3,147	
職場研修		255	1,868	
小計		255	1,868	
共同研修	特別区職員研修所	新任研修	3	169
		現任研修	1	60
		係長研修	1	25
		管理職研修	2	6
		技能系研修	6	7
	専門研修	53	160	
	自治体経営研修、ステップアップ研修、サポート研修、児童相談所関連研修、試行研修（調査・研究）等	32	81	
	特別区協議会及び合同講座等	28	24	
	東京自治研究センター	10	20	
	第一ブロック合同研修	9	70	
小計		145	622	
合計		444	5,637	

注 参加人数については、複数の研修に参加している場合、重複して計上しています。

9 福祉および利益の保護の状況

(1) 公務災害・通勤災害認定状況

職員数	公務災害			通勤災害		
	平成30年度中の認定件数		発生率	平成29年度中の認定件数(公務上)	平成30年度中の認定件数	平成29年度中の認定件数
	公務上	公務外				
2,161人	12	0	5.5‰	13	2	5

注1 発生率(‰パーミル)は、職員1,000人当たりの公務上認定件数の割合です。

注2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数で、区長、副区長、教育長および再任用職員を含み、派遣職員、臨時・非常勤職員を除いています。

(2) 健康診断の状況 (平成30年度)

対象職員数	受診数	受診率
2,110人	2,062人	97.7%

注1 対象職員数は、平成30年4月1日現在の人数で、副区長、教育長および再任用職員を含み、臨時・非常勤職員、幼稚園教育職員・指導主事および病気休職者を除いています。

注2 受診数は、対象職員のうち育児休業取得者・他の医療機関で受診した人を除いています。

(3) 職員住宅の設置状況 (平成31年4月1日現在)

住宅の種別		戸数
災害対策住宅	家族	98
	独身	95
合計		193

注 教職員住宅「家族」14戸、「独身」3戸を含みます。

(4) 港区職員厚生会

職員相互の扶助と福利厚生の実現を図るため設置された団体で、約2,300人の会員により構成されています。事業概要は、給付(慶弔見舞、退会)、リフレッシュ補助、文化・体育事業、職員食堂運営です。

(平成31年4月1日現在)

会員数	2,339人
職員会費	給料月額×5/1000 (一般非常勤職員は任意加入で月額700円)
区負担割合	会費：負担金＝1：1

(5) 苦情処理委員会の取扱状況

区分	取扱件数
平成30年度	0件

10 特別区人事委員会の業務状況

(1) 採用試験

平成30年度の採用試験は、Ⅰ類〔事務、土木造園（土木）【一般方式】、土木造園（造園）、建築【一般方式】、機械、電気、福祉、心理、衛生監視（衛生）、衛生監視（化学）、保健師〕、Ⅰ類【土木・建築新方式】〔土木造園（土木）・建築〕、Ⅲ類（事務）、障害者を対象とする選考（事務）および経験者〔1級職〔事務、土木造園（土木）、建築、福祉〕、2級職（主任Ⅰ）〔事務、土木造園（土木）、建築、福祉〕、2級職（主任Ⅱ）〔事務〕〕について実施しました。

受験者数は21,881人、合格者は4,358人、倍率は5.0倍でした。

(平成30年度)

	採用予定 人数（人）	申込者数 （人）	受験者数 （人）	受験率 （%）	第1次 合格者数（人）	第2次 受験者数（人）	合格者数 （人）	倍率 （倍）	
Ⅰ類	1,637	17,550	14,898	84.9	6,283	5,349	3,387	4.4	
Ⅰ類 【土木・建築新方式】	24	372	183	49.2	156	110	78	2.3	
Ⅲ類	163	5,700	4,729	83.0	1,051	846	471	10.0	
障害者	49	220	179	81.4	164	150	65	2.8	
経験者	1級職	189	1,065	843	79.2	419	398	252	3.3
	2級職 （主任Ⅰ）	77	859	670	78.0	217	203	96	7.0
	2級職 （主任Ⅱ）	9	511	379	74.2	38	37	9	42.1
合計	2,148	26,277	21,881	83.3	8,328	7,093	4,358	5.0	

(2) 管理職選考

平成30年度の管理職選考は、23区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合の合計で、受験者数754人、合格者数196人、合格率32.1%でした。

(平成30年度)

	有資格者数 （人）	申込者数 （人）	受験者数 （人）	合格者数 （人）	合格率 （%）
Ⅰ類	15,004	754	652	143	28.1
Ⅱ類	1,047	118	102	53	52.0
合計	16,051	872	754	196	32.1